

第3回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成24年10月5日（金）10：00～12：00

場所：草津市役所 8階大会議室

1. 開会

議事概要の内容について確認

2. (仮称) 草津市協働のまちづくり条例の位置づけ

○事務局

<資料説明（資料①）>

3. 検討事項

<資料説明（資料②③）>

○I 委員

目的規定については、市民の思いが反映される項目であるので、草津市らしさを書き込んでいきたい。草津市では地縁型組織と、テーマ型組織の活動を別々に支援してきた経過があり、それぞれの組織が交わりがあまりなかったように思うので、これからはそれぞれの支援を続けながらも、交わりを作り、各主体間の協働をすすめていくということを盛り込むようにしたい。

また、協働の定義では、最終的に成果を求めるという記述がある。失敗を含めて成果であると私自身は考えているが、こういった考えをもたれているか。

○委員長

協働の定義に書かれている「成果」については、プラスの成果について述べられている。失敗については協働の原則にある「評価」で考えると良い。

○H 委員

市民の定義では、通勤・通学者、事業者を含むとされている。今あるまちづくり協議会は地縁の各種団体が中心となって設立されたものであり、対象が住民以外に広がっていない。ここに定義されているまちづくり協議会は現状に沿っていないように感じる。

○委員長

ここで定義されているまちづくり協議会とは、現在のまちづくり協議会を指すのか、市長が認証・認定した後のまちづくり協議会を指すのか、どちらになるか。

○事務局

条例に定義するまちづくり協議会は、目指すべき・あるべき姿を描いたまちづくり協議会である。

○委員長

今、各地域で立ち上がっているまちづくり協議会は、成長過程にあるものである。条例に位置づけられるまちづくり協議会となるためには、各種の要件をクリアする必要がある。

将来的には、構成員に事業者などが含まれるべきである。

○F委員

町内会・自治会がまちづくり協議会の中心的な役割を果たす。町内会・自治会への加入は強制できないということであったが、ただ単に「加入に努める」ということだけではなくて、加入を積極的に推進する策が考えられないか。

○委員長

基礎的コミュニティおよびまちづくり協議会の具体的な内容について発言いただいている。基本的事項にかかる論点であるが、今、答えられる範囲で基礎的コミュニティへの支援・助成についてどのようなことを考えられているかお聞かせいただきたい。

○事務局

市としては、現在、町内会・自治会に加入、または新規に設立していただけるような取組みをすすめているが、条例に定める具体的な内容については、今後、先進地の事例や委員の発言などを踏まえながら検討していただきたい。

○C委員

基本理念の規定にある協働の原則では、言葉の羅列だけでなく、説明も少し含めると市民にも分かりやすくなると思う。

○B委員

今なぜ、協働のまちづくりが必要なのか、前文において説明する必要がある。また、条例の構成についてであるが、市民公益活動団体は含まず、まちづくり協議会の位置づけや認定に絞った条例にすると、分かりやすいのではないか。

○A委員

協働の原則については、草津市協働のまちづくり指針と同様になっているが、これは踏襲しなくてはならないものなのか。

○委員長

指針とは短期的な方針であり、条例は半永久的なものであるため、指針の内容を踏襲しなければならないというものではない。

なお、指針については市長の責任で定めるものであり、条例は議会の意思も含み、自治体の意思となる。本来であれば、条例、指針、計画の順に作られるのが筋であるが、現実的には、いきなり条例を制定するよりも、指針や計画を先に作られることが多い。

○A委員

条例とは、ルール作りのことであるので、条文については難しい言葉が並ぶと思うが、前文・目的については、一般市民に分かりやすい、愛着がもてるようなものにしたい。

協働の原則については、第1回目の検討委員会の際、委員長より、「期限の原則」「相互変革の原則」を紹介された。指針とは異なるものであるが、今の時代に合ったものであれ

ば加えるべきである。

○D委員

条例とは、現状追認ではなく、あるべき姿を描くものであると考える。現状、まちづくり協議会の構成員に事業者が入っていないくも、今後含める必要があるならば、書き込んでいけば良い。

目的の規定についてであるが、協働せずに独自にまちづくりを行うものについては支援をしないのか。どの範囲を今回の条例における支援の対象にするのか明確にしたい。

また、基本理念については、指針ができて数年経っているので、「相互変革の原則」などは盛り込むべきであると感じる。自助・共助・公助という呼び方は古くなっているので補完性の原理に改めてはどうか。

まだまだ協働というよりも支援条例の色合いが強いので、今後、基本的事項を議論する際に、何を盛り込み、協働の条例とするか検討できればと思う。

用語の定義において、各種主体の整理をされているが、現状の定義ではうまく整理できないものもあり、事業者の定義で、「営利を目的とする」と入れてしまうと、対象が限定的になってしまう。他市の事例では事業者の中にNPOを含める場合もあるので参考にしていただきたい。

まちづくり協議会は、地域に一つの団体であると説明されたが、条文にきちんと盛り込むべきであるように思う。また、条文に具体的に書くかは検討を要すが、全住民が自動的にメンバーになるということは、しっかりと考え方を共有する必要がある。また、基礎的コミュニティへの参加は強制できないこととの整理を明確にしなければならない。

市民公益活動団体の中には、特定の重病にかかった人を支援するものもある。もう少し言葉を付け加えないと定義に含むことができないかもしれない。

事務局の説明では、地縁団体は共益的な活動をされていると整理されていたが、外に開かれた公益的な活動を行っている場合もある。厳密な議論が必要。

○委員長

特定の個人を支援する活動は対象外であるが、社会的少数者を支援するのも公益的な活動である。例えば、「難病にかかった人」を支援するのは公益的な活動である。それについては解説で書けば足りる。

根本的な問題を定義された委員もいらっしやった。B委員はまちづくり協議会に限定した条例にすべきであると述べられた。草津市においては、自治体基本条例が制定されたことを受けて、協働条例の制定を検討されているところである。草津市協働のまちづくり指針が平成20年に策定され、次いで、草津市協働のまちづくり行動計画、草津市市民協働推進計画が策定された。この二つの計画に裏付けを与えるのが今回の条例の役目である。この二つについて、分けて条例を作る自治体もあるが、草津市がなぜ、分けないのかというと、アソシエーション型のNPO支援と、コミュニティ型の地縁団体の支援どちらも住民自治であるという考え方であり、それらに優劣はないという考え方をしているからである。

なお、他の自治体を例に見ると、協働条例の中で住民投票や市民参加について定めているところもある。草津市の場合は、先に住民投票条例と行政活動への市民参加・参画を定めた市民参加条例が制定されているので、それについては書き込む必要はない。

○D委員

支援のための条例でなく、協働の条例であるとする、協働する主体しかカバーできず、協働せずに単独でまちづくりを行う団体は支援されないことになる。目的規定に協働していなくとも支援すると書く必要があるのではないか。

○I委員

私はNPOと地域住民、両方に属しているが、まちづくり協議会および地域と関わる中で、NPOとしての自分たちに足りない部分を見つけることができた。まちづくり協議会と市民公益活動団体、両方を合わせ持った条例にすることで、両者が育つ条例としたい。

○C委員

目的には、何をもって「住み良い」とするのか、市民が共通の認識をもてるようにする必要はある。

○委員長

目的・定義・基本理念の規定については、今いただいた意見を基に、事務局に修正案を出していただく。全体がまとまる時期にもう一度検討したい。続いて資料④について事務局の説明をお願いします。

<資料説明（資料④）>

○A委員

市民の役割について「事業および大学は、地域社会を構成する一員として、協働に関する理解を深める」とあるが、そのための機会を提供していくのは誰の役割か。市の役割のところで、「地域内分権」とあったが、具体的にどのようなことを考えられているのか。

中間支援組織の役割では、「コーディネートする」とあるが、単に主体間の取次ぎをするに留まるものなのか。

○事務局

それぞれの主体の特性を理解したうえで、間をつなぐという意味である。条文中には「コーディネートする」という言葉を使わない。理解していただきやすい平易な言葉で記述する。

地域内分権についてであるが、行政の持つ公権力をそのまま地域に渡すのは難しい。いくつかの補助金を一括してお渡しすることで、地域に自主性を持って執行いただき、予算や事業の自主性を持っていただくという意味で地域内分権と書かせていただいた。紛らわしいのであれば言葉を変える必要がある。

○B委員

先ほども申しあげたが、まずはまちづくり協議会についての位置づけをしっかりと上

で、他の団体についての役割を定めるべきであると考え。

○事務局

委員長に先ほど御発言いただいたとおり、各計画を条例に位置づけるという考えであるので、まちづくり協議会に特化した条例を制定することを目指しているわけではない。市民活動と地域によるまちづくりが両輪ですすむことが、草津市をよりよくするものであると考える。

○F委員

まちづくり協議会の役割で、各主体と連携・協力するというのは理解しがたい。各主体をまとめるのがまちづくり協議会だと感じる。

○H委員

まちづくり協議会の構成員は誰であるかというのを整理しなければならない。また、市民の中で大学のほか、小学校・中学校・高等学校などの教育機関は含まれるか。

○D委員

まちづくり協議会の構成員を明確にする必要がある。地域組織の代表となっているが、個人はどうなるのか。「組織」という言葉を抜くほうが良いのではないか。

また、組織に入らない住民への配慮が必要である。例えば、市民の定義において、参加しなくても不利益を被ることはないという規定を設けているところもある。

自助・共助・公助の考え方については、「地域のことはまず地域で」というよりも「地域でしかできないことをまず地域で」という視点のほうが正しいと考える。例えば、生活保護の問題などは地域では解決できない。

市民公益活動団体の役割については、本来の役割は公益活動がメインであるはずだが、そこが抜けていて、いきなり「市民の参加を促す」となってしまっているのだから、言葉を補っていただきたい。

なお、中間支援組織について中立性だけで説明するのは困難なことである。

○事務局

教育機関の書き方については、事務局で議論しているところである。どこまでを対象とするか今後も議論したい。

○委員長

条例上、まちづくり協議会という言葉はやめたほうが良い。条例認定したときに住民自治協議会・地域自治協議会と名前を変えるべき。条例上、認定されたまちづくり協議会なのか、従来のまちづくり協議会なのか、それぞれの段階があると思うので、明確に使い分けていただきたい。

まちづくり協議会の構成団体、理事会の男女比、また、条例認定のプロセスや期待される役割など、条例の条文構成には直接関係ないが、このあたりについては集中的に議論しても良いのではないか。

人間社会にはコミュニティ型の地縁組織とアソシエーション型のNPO、この2通りが必要。どちらかが欠ければ不十分な社会である。相互に不可欠なものであることから、こ

の両者について定める条例が必要となる。

4. 閉会